

事業名：埼玉県 PPA 方式による県有施設への電力供給事業

No.	資料	質問内容	質問回答
1	別紙 1（候補施設）	花崎遊水地排水機場は、河川法等の規制はありますでしょうか。	<p>河川管理施設に該当し、建屋屋上への発電設備の設置に当たっては、河川法第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の規定に基づく許可が必要になり、条件等を満たせず許可が下りない可能性があります。</p> <p>また、占有にあたり占用料も発生します。</p> <p>（上記を別紙 1（候補施設）備考に追記します）</p>
2	別紙 2（評価基準）	書面審査の基礎提案において「川島ひばりが丘特別支援学校及び中央防災基地、川口特別支援学校を含む 11 施設以上を選定しているか」とありますが、川口特別支援学校が候補施設にないようです。	<p>川口特別支援学校は候補施設でないことから、別紙 2（評価基準）書面審査の基礎提案の記載を、「川島ひばりが丘特別支援学校及び中央防災基地を含む 11 施設以上を選定しているか」に修正します。</p> <p>なお、川島ひばりが丘特別支援学校及び中央防災基地については合わせて 1 施設とし、他に 10 施設以上の提案をお願いします。</p>